

平成 19 年 7 月 30 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、金融商品取引法施行に伴う会員制度等の整備を行います。
概要は次のとおりです。

「金融商品取引法施行に伴う会員制度等の整備について」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 19 年
8 月 13 日（月）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、
下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 19 年 8 月 13 日（月）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 19 年 8 月 13 日（月）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 業務の廃止に係る届出等</p> <p>2. 信用取引制度 信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格の見直し</p> <p>3. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員は第一種金融商品取引業を廃止しようとする場合又は法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止のための変更登録を行おうとする場合には、あらかじめ本所に届け出なければならないこととします。 ・ 上記の届出を行った場合において、会員脱退申請を行わないときは、本所は、審問のうえ、当該会員の本所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができることとします。 ・ 信用取引に係る委託保証金を以下の有価証券をもって代用する場合において、代用価格を計算する際にその前日における時価に乗ずべき率を100分の80としている信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止するとともに、受託契約準則において規定されている当該率を100分の70から100分の80に改正することとします。 ①国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券及び優先出資証券を含む） ②投資信託受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外のもの ・ 用語の見直し等所要の改正を行います。 	<p>※現行制度では、証券業を廃止しようとする場合について規定しています。</p> <p>・ 内閣府令の改正等によって信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格の見直しが行われることを踏まえ、同様の見直しを行うものです。</p>
<p>Ⅲ 実施時期</p>	<p>金融商品取引法の施行にあわせ、平成19年9月を目途に実施します。</p>	

以 上